平成２１年（フ）第３０３号
群馬県高崎市緑町３丁目10番地３　エスカイヤ大八木302号
債務者　青木　孝之
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３２１号
群馬県高崎市上佐野町497番地11　サンクタス高崎ドリームコート416号
債務者　塚越　孝幸
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３２４号
群馬県藤岡市本郷573番地
債務者　磯野　保光
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３３３号
群馬県高崎市中居町２丁目20番地　県住Ｅ棟125号
債務者　野口　春江（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３３４号
群馬県高崎市井野町166番地　市住９棟932号
債務者　藤井　茂子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３３５号
群馬県高崎市上小鳥町564番地２
債務者　笹澤　次雄
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３３７号
群馬県高崎市福島町726番地８
債務者　青木　芳子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１７２号
千葉県山武郡大網白里町富田2111番地39
債務者　廣井　博子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第５９号
新潟県燕市水道町４丁目16番56号
債務者　池田　宏子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第６０号
新潟県燕市東太田2650番地　グリーンハーモニー201号
債務者　栗林　　太
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第６５号
新潟県燕市長所乙313番地
債務者　野崎恵利香
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第６９号
新潟県三条市嘉坪川２丁目13番５－２号
債務者　渡邉　町子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第３８０号
静岡県伊東市八幡野1039番地の72
債務者　日吉　和貴
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第９６号
愛知県一宮市富士２丁目９番地６　コーポ富士２階206号室、住民票上の住所愛知県一宮市泉１丁目２番16号
債務者　服部　公美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３３７号
愛知県一宮市木曽川町門間字福塚前78番地リトルタウン福塚103号
債務者　佐々木暁子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６８号
香川県丸亀市中府町３丁目７番10号
債務者　多田　　収
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第１０７号
北海道岩見沢市９条西15丁目８番地１
債務者　山家　政次
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

第明治三十二種郵便物認可